

平成16年10月7日

各 位

会 社 名 日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社

代表者名 代表取締役執行役員社長 貞広 正

(コード番号9873 東証第2部)

問合せ先 総務広報チーム

ゼネラルマネージャー 高月一郎

(TEL. 03 - 5722 - 7230)

### ケンタッキーフライドチキンのマスターフランチャイズ契約更新合意のお知らせ

当社は、ヤム・レストランツ・アジア・ピーティイー・リミテッドとケンタッキーフライドチキン(KFC)事業に関し「マスターフランチャイズの許諾と商標使用許諾契約」を締結し、日本国内において、KFC 事業を展開しております。

本契約は平成16年7月10日が更に10年間の更新期でありましたが、その更新交渉を継続するため7月9日に、10月10日まで契約が延長されておりました。本日両社の間で本契約の延長につき合意され、本日10月7日に調印することになりましたのでお知らせいたします。

今回の契約更新にあたり、現行契約が更新された場合の契約期限が平成26年(2014年)7月10日までとなるところを、交渉の結果平成36年(2024年)11月30日までの20年間の契約とすることに合意いたしました。

その要旨は以下の通りです。

#### 記

「マスターフランチャイズの許諾と商標使用許諾契約」

契約の相手方: ヤム・レストランツ・アジア・ピーティイー・リミテッド

国籍: シンガポール

契約の内容: 以下の権利とマスターライセンスを継続して当社に許諾すること。

1. 日本国内において、店舗で KFC 事業に関連して商標を使用すること
2. 日本国内において、ライセンサーの品質基準に合致する製品およびサービスに関し、ライセンサーから開示される方式および事業上の秘密の使用により、店舗で認可された製品を製造し販売すること
3. 日本国内における店舗での上記権利の使用を再許諾すること

- 対価:
1. イニシャル・フィー(出店料)  
1店毎に150万円(2014年12月1日以降は物価指数調整あり)
  2. リニューアル・フィー(更新料)  
1店毎の契約更新に当たり、  
2004年7月11日から2014年11月30日までは25万円、  
2014年12月1日から2019年11月30日までは36万円、  
2019年12月1日から2024年11月30日までは18万円  
(ただし、2014年12月1日以降は物価指数調整あり)
  3. コンティニューイング・フィー(継続使用料)  
2004年7月11日から2005年11月30日までは総売上高の2.3%、  
2005年12月1日以降毎年度0.1%づつ上がり、  
2011年12月1日から2014年11月30日までは3.0%、  
2014年12月1日から2019年11月30日までは5.0%、  
2019年12月1日から2024年11月30日は6.0%  
(ただし、店舗認証契約更新到来時より適用)
- 契約期間: 2004年7月11日から2024年11月30日まで。
- 店舗認証: 本契約の下に、当社の店舗につき2004年7月11日から2014年11月30日までは期間を7年毎、2014年12月1日から2019年11月30日までは期間を10年毎、2019年12月1日から2024年11月30日までは期間を5年毎とする店舗認証契約を締結する。
- その他: 今後、単独もしくは複数の者が単独もしくは共同して、(1)当社の議決権付株式の25%超を支配することになった場合、または(2)当社の議決権付株式の10%超を支配し、かつその者が当社の取締役もしくは監査役を指名する権限を持った場合もしくは法令上開示が求められる情報以外の当社の秘密情報を入手する権限をもった場合には、ヤム・レストランツ・アジア・ピーティイー・リミテッド(ライセンサー)は、本契約を解除することができる。
- サブ・ライセンス: 当社は日本におけるマスター・ライセンサーとしてサブ・ライセンス権を保有し、同権利に基づき、日本のフランチャイジーにサブ・ライセンスを与えた場合、以下の対価を取得する権利を当社は有しております。
- フランチャイジーの対価:
1. イニシャル・フィー(出店料);  
1店毎に250万円(ただし、2014年12月1日以降は物価指数調整あり)で、  
2004年7月11日から同年11月30日までは当社分70%、  
2004年12月1日から2024年11月30日までは当社分60%

2. リニューアル・フィー(更新料);

1店毎の契約更新に当たり

2004年7月11日から2014年11月30日までは無料、

2014年12月1日から2024年11月30日までは18万円で、当社分60%

(ただし、物価指数調整あり)

3. コンティニューイング・フィー(継続使用料);

2014年11月30日までは収入の4.0%で、当社分は

2004年7月11日から同年11月30日までは2.8%、

以後毎年度0.1%ずつ下がり、

2011年12月1日から2014年11月30日までは2.0%、

2014年12月1日から2019年11月30日までは収入の5.0%で、当社分は

2.5%、

2019年12月1日から2024年11月30日までは収入の6.0%で、当社分は

3.0%、

(ただし、店舗認証契約更新到来時より適用)

フランチャイジーの店舗認証:

本契約の下に、当社はフランチャイジーとの間にその店舗毎に下記期間の店舗認証契約を締結する。

2004年7月11日から2014年11月30日までは期間2年、

2014年12月1日から2024年11月30日までは期間5年、

広告拠出金: 当社の運営する店舗およびフランチャイジーの運営する店舗は、全国規模の広告企画のために、当社とフランチャイジーとで別途組織する KFC 広告協議会(当社の100%子会社である株式会社ケイ・アドに業務委託)に、収入の少なくとも4.0%を醸出する。

注記: 当社の会計年度は12月1日より翌年の11月30日までであります。

以上